

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行に伴う  
関係通知について

資料1 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行について

資料2 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律における外国人に係る事務  
の取扱いについて

資料3 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

資料4 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設  
に入所する子ども等への特別の支援について

雇 児 発 0 3 3 1 第 1 7 号  
平成 2 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の施行について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下「法」という。）、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成22年政令第75号。以下「令」という。）及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号。以下「規則」という。）が、本日公布され、平成22年4月1日から施行されることとされたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知等について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

## 第1 一般事項

### 1 趣旨

法第1条において、この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成22年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるといふ、法の趣旨を定めている。

こうした子ども手当制度の創設の背景としては、我が国では少子化が進展する中で、安心して子育てができる環境を整備することが喫緊の課題となっていることがある。

こうした状況も踏まえ、子ども手当については、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人や家族のみの問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するものである。

子ども手当の実施によって、結果として、少子化の流れを変え、保育等の現物サービスやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）の推進と相まって、子どもを安心して生み、育てることができる社会を構築していく必要があると考えている。

国においては、このような子ども手当の趣旨について、国民に対する広報に努めていくこととしており、地方公共団体においても、様々な利用可能な媒体を活用して、

地域の実情を踏まえつつ、創意工夫を活かして、この制度に関する広報活動に努めていただきたい。その際、この制度の意義について、子ども手当の受給者だけでなく、広く国民にご理解いただくことが重要であると考えられるので、こうした点にも御留意の上、広報に努められたい。

## 2 受給者の責務

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するという趣旨のもとに支給するものであるということを踏まえ、第2条において、子ども手当の支給を受けた者は、子ども手当の支給の趣旨にかんがみ、その趣旨に従って子ども手当を用いなければならないという責務が定められている。子ども手当が、その支給の趣旨に従って用いられるかどうかは、この制度の意義に密接に関わるものであり、受給者に対し、法の趣旨及び受給者の責務を周知、徹底することが重要であること。また、子ども手当がこのような趣旨に従って用いられるよう、第2の5にあるように、子ども手当の支給を受ける権利は、保護されている。

こうした子ども手当の趣旨や受給者の責務、受給権の保護を踏まえると、仮に子どもの育ちに係る費用である学校給食費や保育料等を滞納しながら、子ども手当が子どもの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそぐわないものと考えられる。

国においては、こうした子ども手当の趣旨や受給者の責務を踏まえ、上記の点も含め、子ども手当は子どもの健やかな育ちのために有効に用いていただきたい旨について広報に努めていく考えであり、地方公共団体においても、住民への周知広報に努められたいこと。

## 3 子どもの定義

法において「子ども」の定義としては、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいうものとしており、子ども手当の支給対象は義務教育である中学校修了前の子どもとなっていること。

## 第2 子ども手当の支給に関する事項

### 1 支給要件

(1) 子ども手当の支給を受けることのできる者の要件は、次のとおりであること。

① 日本国内に住所を有すること。

② 子どもを監護し、かつ、その子どもと一定の生計関係にあること。

(2) 前記(1)の②の「その子どもと一定の生計関係」とは、子どもを養育する者が、父母の場合と父母以外の者である場合とでは異なるものである。父母にあっては、監護している子どもと生計を同じくすることが必要とされている。父母以外の者にあっては、監護している子どもについて生計を維持することが必要とされていること。

父母については、生計維持関係を問わず、よりゆるやかな生計同一関係をもって足りるものとしたのは、子どもはできるだけ父母のもとにあって生活が営まれることが児童福祉の理念にも沿うと考えられることから、厳格な意味での生計維持者でない父母であっても、生計を同じくする子どもの日常生活の主宰者である場合には、その父母に子ども手当を支給することとしたものであること。

(3) 法第4条第1項にいう「監護」、「生計を同じくする」及び「生計を維持する」とは、それぞれ次のように解するものであること。

① 「監護」とは、子どもの生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいうものである。しかし、必ずしも子どもと同居している必要はなく、また、子どもの生計費の負担というような経済的要素は含まないものであること。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、子どもと養育者とが起居を共にしていない場合であっても、現に監督、保護を行っているとして認められる限りにおいては、「監護」の要件を満たしているとして取り扱って差し支えないものであること。

② 「生計を同じくする」とは、子どもと養育者との間に生活の一体性があることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこと。

従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていないが、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められ、かつ、子どもと養育者との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われている場合は、「生計を同じくする」に該当するものである。

再び起居を共にするとは、新たに生まれた子どもは別として、原則として従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであること。

なお、子どもと養育者が同居している場合には、明らかに生計を異にすると認められる場合を除き、「生計を同じくする」として取り扱って差し支えないものであること。

③ 「生計を維持する」とは、子どもの生計費の大半を支出していることをいうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、子どもの所得、子ども自身に支給される公的給付のように、子どもの所有に属する金銭又は子どもの養育費にあてるためのその兄弟等からの送金が子どもの生計費の主な部分を占めている場合には、養育者が当該子どもについてその「生計を維持する」ものとは認められないものであること。

(4) 法第4条第1項については、前記(1)から(3)までにより、個々具体的に判断すべきであるが、次の事例については、それぞれ次に示すところにより取り扱うものとする。

① 児童福祉施設の長又はその職員は、措置された子どもの養育費が措置費として公費支弁されるものであるから、当該子どもの生計を維持しているとは認められないこと。

② 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定によって児童養護施設、児童自立支援施設等の児童福祉施設に入所措置されている子どもについては、その入所措置が、当該子どもの父母が子どもを遺棄しているためである場合においては、当該父母はその子どもについて監護の要件を満たすとは考えられない。

しかし、一般的には、入所措置そのものが、父母の監護を排除するものではないから、前記以外の場合においては、監護の要件が満たされる場合が少なくないと考えられる。

例えば、父母が随時、面接、文通等を行っている場合は、監護の要件が満たされると認められること。

また、児童福祉法第56条の規定により、父母が当該子どもに係る費用を徴収されている場合はもとより、その費用が徴収されていない場合であっても、父母が当該子どもの生活に要する金品を送付しているときは、父母と当該子どもとは生計を同じくするものであるとして取り扱うこと。

③ 少年院、少年鑑別所等に収容されている子どもの父母については、当該父母は、監護の要件を満たすものとは認められないこと。

④ 子どもの養育者が父母以外の者である場合についても、前記②及び③に準じて取り扱うこと。

なお、この場合において、子どもの生計を維持するかどうかの判定に当たっては、入所措置された子どもについての生活保護法による保護の基準を当てはめた場合の生計費の過半を児童福祉法による徴収金等として支出することが目安となるものであること。

⑤ 児童福祉施設以外の施設（前記③の施設を除く。）についても、前記②及び④に準じて取り扱うこと。

⑥ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、里親又は小規模住居型児童養育事業（以下「里親等」という。）に委託された子どもについては、子どもの生計に要する費用が公費により負担されることとなっているので、里親等は、当該子どもの生計を維持しているものとは認められないこと。

なお、当該子どもの父母については、前記②に準じて取り扱うこと。

(5) なお、児童福祉施設等に入所する子どもや里親等に養育されている子どものうち、父母がいない子どもなど、子ども手当の支給対象とならない子どもについては、平成22年度においては、都道府県が設置する安心こども基金を活用して子ども手当相当額の特別の支援を行うことができることとしており、この取扱いについては、別途通知するところによるものであること。

(6) 父母が共に支給要件に該当する場合の取扱いについては次によるものであること。

① 父母のいずれを当該子どもの生計を維持する程度が高い者であるとするかについては、家計の実態等を総合的に勘案して定めることが必要であるが、一般的には、家計の主宰者として社会通念上妥当と認められる者をもって子どもの生計を維持する程度の高い者であると取り扱うものであること。

② 共働き家庭の増加等に伴い、父母が家計を分担するケースも増加しているものと考えられ、このような場合においては、

イ 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか）

ロ 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に高いか）

ハ 健康保険の適用状況（父母のどちらが世帯主になっているか）

ニ 所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか）

などの諸事情を総合的に考慮して、生計を維持する程度の高い者を判断すべきであること。

なお、父母が別居している場合は、原則として、その子どもと同居している者が生計を維持する程度の高い者と考えられること。

③ 法第4条第2項の規定の適用は、認定の際及び規則第4条の規定により提出される現況届等に基づき行うこと。

## 2 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は1月につき、1万3000円に、受給資格者に係る子どもの数を乗じて得た額であること。

## 3 子ども手当の認定及び支給

(1) 市町村長は、受給資格者の請求により、その受給資格及び子ども手当の額について認定を行い、認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものである。

(2) 認定及び支給は、原則として受給資格者の住所地（住民基本台帳によるものとする。以下同じ。）の市町村長が行うものであり、受給資格者が他の市町村の区域内に住所を変更した場合は、受給資格者は改めて新住所地の市町村長の認定を受けなければならないものであること。これは、住所地を変更することに伴って生ずる家族構成、生計関係等の変更に関して再確認する必要等があるので、新住所において改めて認定することとしたものである。

(3) 被用者又は被用者等でない者である受給資格者が公務員となったが、再び被用者又は被用者等でない者となった場合、あるいは他の市町村の区域内に住所を変更した受給資格者が再びもとの市町村の区域内に住所を変更した場合は、改めてその住所地の市町村長の認定を受けなければならないものであること。

また、認定を受けた者が法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった後、再び支給要件に該当するに至った場合も、同様であること。

(4) 子ども手当の受給者である父母の一方が死亡した場合において、他方が子どもの養育者として子ども手当の支給要件に該当するときには、当該受給者は、新たに認定の請求をする必要があること。

(5) 法第7条第2項等の「子ども手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第4条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合及び被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるものであること。

## 4 子ども手当の支払

子ども手当の支払は、平成22年6月及び10月並びに平成23年2月にそれぞれの前月までの分を、同年6月に同年2月分及び3月分をそれぞれ行うこととなっている。この支払期月は、市町村における事務処理の円滑な実施の観点から、児童手当と同様の取扱いとしたこと。

なお、各支払期月ごとの支払日は、市町村長が、児童手当における取扱いを踏ま

え、一定の日を定めるものとする。

## 5 受給権の保護

子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとしている。これは、手当の支給を受ける権利が一身専属的な権利であり、手当が本来の趣旨に従って支給されることを確保するためである。

## 6 公課の禁止

租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないとされていること。

## 7 公務員に関する特例に関する事項

公務員に対する子ども手当の支給については、児童手当と同様、所属庁が行うものであること。その際、公務員の範囲、法第16条の委任、支払日等の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号）における取扱いと同様であること。

なお、公務員に係る手続き等については、公務員以外の者の場合と、次の点が異なるものであること。

- ① 規則第1条の認定の請求にあたっては、受給資格者及び子どもの属する世帯の全員の住民票の写しの添付が必要であること。
- ② 規則第6条の住所変更届には、住所を変更した者の属する世帯の全員の住民票の写しの添付が必要であること。

## 第3 費用に関する事項

### 1 子ども手当に要する費用の負担

#### (1) 支給に要する費用

子ども手当の支給に関する費用（第4の2の（1）により児童手当等とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものであること。

ただし、第4の2の（1）により児童手当等とみなされる部分の支給に要する費用については、児童手当法第18条等の費用負担の規定を適用し、国、地方公共団体及び事業主が負担するものであること。

また、公務員に係る子ども手当の支給に要する費用は、所属庁が負担するものであること。

#### (2) 事務の執行に要する費用

国は、予算の範囲内において、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものであること。

### 2 市町村に対する交付金

#### (1) 支給に要する費用

子ども手当の支給に要する費用について、国が市町村に対し交付する額は、市町村長が行う子ども手当の支給に要する費用のうち、次表に定める割合に相当する額であること。

子ども		割合
0歳～3歳未満	被用者	11/39
	非被用者	19/39
3歳以上～小学校修	第1子、第2子	29/39

了前	第3子以降	19/39
中学生		10/10

なお、子ども手当交付金は、子ども手当の支払期月の前月に、それぞれ支払期月の分を交付することとしている。

#### (2) 事務の執行に要する費用

国は、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令」（平成22年政令第77号）等で定めるところにより、市町村に対し、事務の執行に要する費用を交付するものであること。

### 3 事業主からの拠出金の徴収及び納付義務

子ども手当のうち児童手当分については、児童手当法の費用負担の規定が適用され、引き続き、事業主からの拠出を求めるものであること。事業主からの拠出金の徴収、納付等の取扱いについては、児童手当法における取扱いと同様であること。

なお、平成22年度における事業主から徴収する拠出金の拠出金率は、「平成22年度における児童手当法及び平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第20条第1項の規定により適用する児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令」（平成22年政令第76号）に基づき1000分の1.3であること。

## 第4 児童手当法との関係に関する事項

### 1 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、児童手当法の適用等必要な規定を定めるものであること。

### 2 受給資格者における児童手当法の適用

(1) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当等（小学校修了前特例給付を含む。以下同じ。）の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当等が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、その者に対して支給されるべき児童手当等の額（所得の制限の規定により児童手当等が支給されない者については、所得制限の適用がなければ支給されるべき児童手当等の額とする。）に相当する部分（本通知において「児童手当分」という。）については、児童手当等とみなし、児童手当法の費用負担等の規定を適用すること。

(2) 児童手当等の受給資格者は、平成22年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなされており、平成22年度分の児童手当等は支給されないこと。

なお、平成22年2月及び3月分の児童手当については、法第21条の適用はなく、平成22年6月が支給月となるものであること。

(3) 児童育成事業については、児童手当及び子ども手当の支給に支障がない限りにおいて、引き続き実施するものであること。

## 第5 雑則に関する事項

### 1 子ども手当に係る寄附

(1) 市町村に対する寄附は自由に行うことができるものであるが、子ども手当の受



給資格者で、子ども手当を自分の子どもだけではなく、地域の子どもの健やかな育ちを支援するために役立ててほしいという思いをお持ちの方が、住所地の市町村に簡便に寄附することができる手続を設けることとしたこと。

(2) 寄附の手続としては、受給資格者が、子ども手当を支給する市町村に対し、支払を受ける前に、寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る額を、受給資格者に代わって受けることができることとしている。当該市町村においては、当該寄附については次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用しなければならないものとしているので、寄附の趣旨を踏まえ、適切に対応されたいこと。

なお、この場合、寄附とその用途との関係を明確にする必要があるが、そのために寄附を他の会計と分けて経理する方法については、市町村の実情に応じて判断されたいこと。また、寄附とその用途に関する実績を明らかになるように、適宜、広報を行うものとする。

(3) 当該寄附は、市町村から支給を受ける者について当該市町村に対して寄附を行う際の簡便な手続を設けるものであり、当該寄附のほか次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援する活動を行っている団体等に対する寄附を行うこともできることに留意すること。

(4) なお、子ども手当に係る寄附の事務処理等の具体的な取扱いについては、別途、通知する。

## 2 時効

子ども手当の支給を受ける権利及び法第13条第1項の規定による徴収金を徴収する権利は、2年を経過したときは消滅すること。なお、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から支給を行うものであるが、子ども手当の支払を現実に受けることのできる日の翌日から起算して2年を経過した日に時効が完成するものと解すること。

## 3 不服申立て

当該処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査請求に対する裁決又は異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができないこと。

なお、子ども手当の支給に関する処分等に対する不服申立てについては、法には特段の規定はないが、行政不服審査法が適用されるものであること。

## 4 法第27条の届出

子ども手当の受給者は、平成22年6月1日から同月30日までの間に、同月1日における状況を記載した届書（規則様式第3号）を提出しなければならないこと。

なお、子ども手当の受給者のうち、4月1日において現に子ども手当の支給要件に該当している者であって、同日以降、新たに認定の請求を行った者（ただし、子どもと同居せず監護している場合は除く。）は、当該届出は要しないものであること。

## 5 調査

支給要件となる監護及び生計関係の状況は各人によって区々であると考えられるので、受給資格の認定にあたっては、必要に応じ、法第28条に規定する書類の提出を求め、関係者に質問をする等の調査を行い、適正な認定を期することとされたいこと。

## 6 報告

子ども手当の支給の状況について報告すべき事項については、別途、通知するものであること。

## 7 事務の区分

法の規定により市町村が処理することとされている事務については、法第23条に基づく寄附の事務並びに第30条に基づく厚生労働大臣への報告及び意見具申を除き、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受諾事務であること。

## 8 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものであること。

## 第6 附則に関する事項

### 1 検討

- (1) 政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていること。
- (2) 政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしていること。

### 2 認定の請求等に関する経過措置

平成22年3月31日時点で児童手当等の認定を受けている者が、同年4月1日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があったものとみなし、4月分から手当の支給対象となること。従って、これらの者（4月1日に中学1年生になる子どもがいる場合を含む。）は、子ども手当の認定請求が不要となること。

### 3 子ども手当の支給及び額の改定に関する経過措置

- (1) 次に掲げる者が平成22年9月30日までの間に子ども手当の認定の請求をしたときは、その者に対する子ども手当の支給は、認定の請求の翌月ではなく、次に定める月から始めること。
  - ① 平成22年4月1日時点で現に子ども手当の支給要件に該当している者（平成22年4月1日に生まれた子どもは含まない。）については、同年4月
  - ② 平成22年4月1日から同年9月30日までの間に中学生の子どもを養育することとなり、子ども手当の支給要件に該当するに至った者については、その者が支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月
- (2) 次に掲げる者が、平成22年9月30日までの間に子ども手当の額の改定の申請を行ったときは、その者に対する子ども手当の支給は、次に定める月から行うこと。
  - ① 第6の2において認定の請求があったものとみなされた者であって、平成22年4月1日において現に中学生の子ども（中学校1年生の子どもを除く。）を養育していることにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者については、同年4月
  - ② 平成22年4月1日から同年9月30日までの間に中学生の子どもを養育することとなったことにより子ども手当の額が増額することとなるに至った者について

は、当該中学生の子どもを養育することとなった日の属する月の翌月

#### 4 年金特別会計児童手当及び子ども手当勘定

平成22年度においては、国において、児童手当に加え、子ども手当に関する経理を行う必要があることから、「児童手当勘定」の名称を「児童手当及び子ども手当勘定」と改めた上で、一括して経理するものであること。

### 第7 その他

#### 1 生活保護との関係

子ども手当の生活保護上の取扱いについては、子ども手当の支給の趣旨が被保護世帯にも十分反映されるよう所要の措置が講ぜられること。

#### 2 児童手当法に関する通知の適用

法の施行に当たっては、上記のほか、別途取扱いが示されたものを除き、次に掲げる通知について「児童手当」を「子ども手当」と、「児童手当法」を「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」と、「児童」を「子ども」と、「法第10条」を「法第9条」と、「法第11条」を「法第10条」と、「法第26条」を「法第27条」と、「法第27条第1項」を「法第28条第1項」と、「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成18年3月31日雇児発第0331031号本職通知。以下「ガイドライン」という。）第18条」を「市町村における子ども手当関係事務処理について」（平成22年3月31日雇児発0331第22号本職通知。以下「ガイドライン」という。）第16条」と、「ガイドライン第18条」を「ガイドライン第16条」と読み替え、これらの通知に基づき施行を行われないこと。

- ・児童手当の二重認定の防止について(昭和46年10月29日雇児発第611号)
- ・児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて(昭和47年2月19日雇児発第75号)
- ・児童手当の支給に関する処分について誤りがあった場合の処理について(昭和47年4月15日雇児発第230号)
- ・市町村における児童手当事務の指導監査の実施について(昭和47年4月20日雇児発第244号)
- ・児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について(平成20年5月9日雇児発第0509004号)



都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律における外国人に  
係る事務の取扱いについて

平成 22 年度における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号。以下「子ども手当法」という。）が、平成 22 年 3 月 31 日に公布され、平成 22 年 4 月 1 日より施行されることとされたところですが、子ども手当法における外国人に係る事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知について特段の御配慮をお願いします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的な助言に当たるものです。

記

第 1 一般事項

- 1 子ども手当法の受給資格者は、日本国内に住所を有する者とされており、外国人（日本国籍を有しない者をいう。以下同じ。）についても子ども手当の支給を受けることができるものであり、その支給に係る事務処理については、原則として日本国民に対する取扱いと同様であるが、海外に居住する子どもの状況等に関しては市町村の住民基本台帳等により確認できないため、適正な支給を実施する観点から、事実関係の確認等については厳正を期すとともに、特に第 2 以下に述べる事項について留意すること。
- 2 外国人の適用に当たっては外国人登録と密接な関係があるので、例えば、あらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門へ提出し、外国人受給者や子どもに係る事実関係の異動があつた場合にその事実をすみやかに当該担当部門から子ども手当担当部門へ通報する体制を確立する等、各市町村における外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑、適正な事務処理に努めること。

## 第2 受給資格者に関する事項

- 1 外国人に係る受給資格の認定は、当該外国人の住所地の市町村長が行うものであるが、その住所地は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票（以下「登録原票」という。）によるものとする。
- 2 外国人登録法に基づく登録（以下「外国人登録」という。）が行われている外国人であっても、次に掲げる者は、日本国内に生活の本拠を有しているとは認め難いので、子ども手当法第4条第1項に規定する「日本国内に住所を有する」との要件には該当しないものとして取り扱うこと。
  - (1) 在留資格が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の3に規定するもののうち在留資格が短期滞在である者（観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動を目的とする者）
  - (2) 入管法別表第1の2に規定するもののうち在留資格が興行である者（演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（同表中投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。）を目的とする者）
  - (3) 1年未満の在留期間を決定された者その他日本国内に生活の本拠としての実質を備えていないと認められる者
- 3 なお、入管法第18条の2の規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意思、生活実態等を考慮して、1及び2の方針に従い、対処されたいこと。

## 第3 支給対象となる子どもに関する事項

- 1 外国人である支給対象となる子どもの氏名、生年月日、住所及び受給資格者との続柄等の確認は、登録原票をもって行うこと。
- 2 外国人である子どもについても、法律の規定に従い、対象となる期間は、年齢が15歳に達した日の属する学年の末日（3月31日）までであること。

## 第4 海外に居住する子どもを監護する場合の取扱いに関する事項

- 1 海外に居住する子どもを監護する場合の取扱いについては、適正に支給を行うため、施行通知（平成22年3月31日雇児発0331第17号）の「子ども手当の支給に関する事項」の

ほか、特に以下に示すところによるものとする。

- ア 「監護」については、少なくとも1年に2回以上子どもと面会が行われており、子どもの生活について通常必要とされる監督、保護の実質が備わっているものとする。
- イ 「生計を同じくする」については、養育者と子どもの間で生活の一体性があり、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を共にしていない場合であっても、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすることが必要であるという取扱いを徹底することとし、子どもが生まれた場合は別として、来日前は養育者と子どもが同居していたことを確認すること。また、生活費、学資金、療養費等の送金が継続的に行われており、生活の一体性があることの実質が備わっているものとする。さらに、勤務、修学等の余暇には起居を共にすることを常例とすること。単に生活に要する金品の送付のみをもって「生計を同じくする」と認めることはできないものとする。
- ウ 手当の受給のみを目的として監護や生計関係の実質を備えないと疑われる事案については厳正に対応すること。
- エ 海外に居住する子どもが父又は母と同居している場合については、国内に居住する父又は母が子どもの生計を維持する程度の高い者であることの確認に努めること。

2 支給要件に該当していることを証明書類によって厳格に確認するものとする。

### 3 証明事項

- ア 子ども各々の氏名、生年月日、住所及び認定請求者（受給者を含む。以下「請求者等」という。）との続柄等の状況
- イ 請求者等が子どもを監護し、かつ、生計を同じくし、又は生計を維持していること。

### 4 証明方法

監護、生計関係及び子どもの居住関係等については、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第51号）第1条第2項第1号及び第2号に規定する書類（第2条第2項及び第4条第2項に規定する場合を含む。）として、請求者等から監護及び生計に関する申立書と以下に掲げる書類の提出を求めるものとする。

なお、以下に掲げる書類の一部が請求者等の責によらず存在しない等のため添付できない場合には、市町村がこれらに代替すると認める書類の添付で差し支えないものであること。

- ア 請求者等と子どもの関係については、公的機関による出生証明書（請求者等と子どもの続柄が確認できるもの）により確認すること。ただし、イに掲げる居住証明書により請求者等と子どもの続柄が確認できる場合には、省略を可能とすること。
- イ 子どもの居住状況等については、公的機関による居住証明書（在学中の場合は在学証明書とする。）により確認すること。
- ウ 子どもが属する世帯については、公的機関による世帯全員の居住証明書により、来日前の請求者等と子どもの居住関係のほか、現在の子どもと他の世帯員との続柄等を確認すること。（必要に応じて子どもと同居する父母等の所得証明書を求めるものとする。）

エ 監護関係については、少なくとも1年に2回以上面会していることを請求者等又は子どものパスポートに記載された出入国記録により確認すること。

オ 生計関係については、原則として送金通知又は現金書留控えにより確認すること。この場合において、送金先又は現金書留送付先の氏名は、子ども又はウに記載されている者に限るものであること。

なお、請求者等が帰国し、又は子どもが入国した際に現金を手渡しする場合に限り、請求者等又は子どものパスポートに記載された出入国記録、両替証明書及び金銭受取り申立書（申立人の氏名が送金先等の氏名と同じ場合に限る。）とすること。

上記の送金等については、原則として直近1年間において概ね4ヶ月に1度は、継続的に行われていることが確認できること。

5 申立書及び証明書等には、日本語による翻訳書を添付させること。（国内に居住する第三者の翻訳者に限る。その者の署名、押印及び連絡先の記載を求めるとともに、市町村から照会した場合には、必要な対応を求めるものであること。）

#### 6 偽造等の不正に対する情報交換・提供

偽造などの不正があった場合や不正が疑われる場合には地方公共団体間で情報を共有できるよう、都道府県を通じて国に報告を行い、国はこれを地方公共団体に情報提供するものとする。なお、子ども手当法においては、偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する旨の規定が行われているところである。

### 第5 外国人が出国した場合の取扱いに関する事項

#### 1 再入国の許可を受けずに出国する場合

子ども手当の受給者である外国人が入管法第26条に規定する再入国の許可を受けずに出国した場合には、登録原票が閉鎖される事由が生じた日（外国人登録証明書が入国審査官に返納された日）をもって当該子ども手当の受給権を消滅させ、手当の返還請求を行うという取扱いを徹底すること。

#### 2 再入国の許可を受けて出国する場合

(1) 子ども手当の受給者である外国人が再入国の許可を受けて出国した場合には、原則として当該者に係る外国人登録が行われている間はいまだ「日本国内に住所を有する」ものとして取り扱うものであること。

(2) 再入国の許可を受けて出国した外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、子ども手当の受給権は当該者が出国した日に遡及して消滅させ、手当の返還請求を行うという取扱いを徹底すること。

### 3 外国人の出国に伴う子ども手当の過払の防止等について

子ども手当の受給者が本邦を出国することにより子ども手当の過払が行われることのないよう、現況届時の厳重なチェック、現況届後の実態の把握、外国人の在留状況の把握、過払を防止し易い支払方法の採用等を工夫するものであること。

なお、在留期間を経過し、更新等の許可を受けていない者については、受給資格が消滅することから、子ども手当の過払が行われることのないよう、適宜、把握に努めること。

## 第6 各種請求書等の記載に関する事項

### 1 各種請求書及び届書について

#### (1) 外国人表示

外国人から提出のあった各種請求書及び届書等については、様式の欄外上部左辺に(外)の朱印を押印すること。

#### (2) 氏名

ア 氏名は本名によることとするが、通称名が登録原票等により確認できる場合にあっては、社会生活上の通用性にかんがみ通称名を括弧書で併記させるものとする。

イ 氏名及び外国での住所又は居所の記入については、日本文字又はアルファベット文字のいずれかによることとし、本人の申立によりフリガナを付すものであること。

#### (3) 捺印

「印」の欄は、署名であっても差し支えないものであること。

#### (4) 生年月日

生年月日は西暦により取り扱われている実態にあるので、西暦によることとする。

#### (5) 外国人登録番号等

摘要欄等には、請求者等、配偶者及び子どもに係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入させること。

### 2 受給者台帳等について

(1) 外国人に係る受給者台帳の記載については、(2)に掲げるもののほか、1の(1)、(2)及び(4)と同様の取扱いとするものであること。

なお、外国人に対する各種通知書等には、通称名を併記する等配慮すること。

(2) 受給者台帳には、受給者等に係る外国人登録の年月日、登録番号、在留資格及び在留期間並びに配偶者及び子どもに係る外国人登録の年月日及び登録番号を記入すること。



- (3) 受給者台帳及び索引票については、外国人の受給者等に係る分を分類整理すること。